

8 酒 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成13年4月30日までの申告等による課税事績を示したものである。

2 酒税の概要

酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（アルコール事業法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類、11品目に分類している。

種類は、①清酒 ②合成清酒 ③しょうちゅう ④みりん ⑤ビール ⑥果実酒類 ⑦ウイスキー類 ⑧スピリッツ類 ⑨リキュール類 ⑩雑酒である

各種類の基準アルコール分及び基準税額（1kl当たりの従量税率）は次のとおりである。

（平成12年10月1日以降適用）

清酒	アルコール分15度	140,500円
合成清酒	アルコール分15度	79,300円
しょうちゅう		
甲類	アルコール分25度	248,100円
乙類	アルコール分25度	248,100円
（平成12年9月30日まで199,400円）		
みりん	アルコール分13.5度	21,600円
ビール		222,000円
果実酒類		
果実酒		56,500円
甘味果実酒	アルコール分12度	98,600円
ウイスキー類	アルコール分40度	409,000円
スピリッツ類	アルコール分37度	367,188円
リキュール類	アルコール分12度	119,088円
雑 酒		
発泡酒	麦芽50%以上のもの	222,000円
〃	〃 25%以上50%未満のもの	152,700円
〃	〃 その他のもの	105,000円
粉末酒		320,500円
その他の雑酒（その他）	アルコール分12度	98,600円

（注）（1）従量税とは、酒類の製造場から移出又は保税地域から引き取る酒類の数量に応じ、一定の金額の税率を適用して賦課するものをいう。

（2）酒税に対する特別措置

清酒、しょうちゅう、果実酒については、平成元年4月1日から同15年3月31日までの特別措置として、前年度の課税移出数量が1,300kl以下の製造者が移出する種類ごとの一定数量（200kl）のものに対し軽減税率の本税率（本税率額の70%）が適用される。（租税特別措置法第87条）

（3）沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、指定を受けた製造場から、県内への移出について、本税額の80%が課税されている。（酒税法第4条1項に規定するしょうちゅう乙類にあつては65%）

8-1 酒 税 関 係 総 括 表

酒税関係総括表

区 分		課税数量	税 額	製成数量	製造場数	販売場数
		kℓ	千円	kℓ	場	場
平成 8 年 度		82,441	12,902,178	83,427	内2 57	5,991
9		83,441	13,119,887	84,669	内5 60	5,920
10		81,416	13,209,703	81,789	内4 60	5,939
11		81,110	13,203,718	81,157	内3 57	5,971
12		80,360	外44,958 13,250,610	80,893	内5 59	5,969
清 合	成 清	×××	×××	×××	—	—
しょうちゅう	甲	×××	×××	×××	2	—
	乙	×××	×××	×××	内4 50	—
	計	21,947	3,649,834	22,164	内4 52	—
み	り	—	—	—	—	—
ビ	—	48,940	8,765,733	49,101	3	—
果実酒類	果 実 酒	161	6,156	191	内1 2	—
	甘 味 果 実 酒	2	232	2	—	—
	計	163	6,388	193	内1 2	—
ウイスキー類	ウイスキー	×××	×××	×××	1	—
	ブレンダー	—	—	—	—	—
	計	×××	×××	×××	1	—
スピリッツ類	リ ッ ツ	76	31,836	80	—	—
リキュール類	キ ュ ー ル	188	33,216	182	1	—
雑 酒	発 泡 酒	×××	×××	×××	—	—
	粉 末 酒	—	—	—	—	—
	そ の 他 雑 酒	—	—	—	—	—
	計	×××	×××	×××	—	—
合 計		80,360	外44,958 13,250,610	80,893	内5 59	5,969

調査期間：課税数量、税額、製成数量及び販売（消費）数量は平成12年4月1日から平成13年3月31日まで。

：製造場数及び販売場数は平成13年3月31日現在。

用語の説明：1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。

2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。

関連表：「9-2」の「課税状況」、「9-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「9-4」の「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

その他：各欄ごとに端数処理を行っているので、統計は必ずしも一致しない。

税額欄の外書きは、しょうちゅう乙類の手持品課税税額を示す。

製造場数欄の内書きは、試験製造場を示す。

8-2 課 税 状 況

課 税 状 況

酒 類 の 種 類		課 税					
		従 量 税				計	
		一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用			
		数 量	税 額	数 量	税 額		
清 酒		kl ×××	千円 ×××	kl —	千円 —	kl ×××	千円 ×××
合 成 清 酒		—	—	—	—	—	—
し ょう ち ゅう	甲 類	×××	×××	—	—	×××	×××
	乙 類	×××	×××	—	—	×××	×××
	計	22,022	3,663,523	—	—	22,022	3,663,523
み り ん		—	—	—	—	—	—
ビ ー ル		49,162	8,806,129	—	—	49,162	8,806,129
果 実 酒 類		163	6,389	—	—	163	6,389
ウ イ ス キ ー 類	ウイスキー	×××	×××	—	—	×××	×××
	ブランデー	—	—	—	—	—	—
	計	×××	×××	—	—	×××	×××
ス ピ リ ッ ツ 類		76	31,990	—	—	76	31,990
リ キ ュ ー ル 類		195	34,245	—	—	195	34,245
雑 酒		×××	×××	—	—	×××	×××
合 計		80,698	13,308,889	—	—	80,698	13,308,889

調査期間等：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき酒税の免税を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 「特定税率適用」欄は、酒税法第22条第2項（アルコール分が13度未満のもの（発泡性を有するものに限る。）に対する税率）該当のものを示す。
2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類

控		除		課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 (第30条第1項、 第2項目、第3項目)		災害減免法 (第7条)				未 納 税 出 移 出	輸 出
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
kl ×××	千円 ×××	kl —	千円 —	kl ×××	千円 ×××	kl —	kl 4
—	—	—	—	—	—	—	—
×××	×××	—	—	×××	×××	—	—
×××	×××	—	—	×××	×××	5,766	6
74	13,690	—	—	21,947	3,649,834	5,766	6
—	—	—	—	—	—	—	—
221	40,396	—	—	48,940	8,765,733	3	212
0	1	—	—	163	6,388	12	12
×××	×××	—	—	×××	×××	82	82
—	—	—	—	—	—	3	1
×××	×××	—	—	×××	×××	86	84
0	154	—	—	76	31,836	17	0
7	1,030	—	—	188	33,216	—	1
×××	×××	—	—	×××	×××	—	1
338	58,281	—	—	80,360	13,250,610	5,884	319

成13年4月30日までの申告又は処理による課税実績である。

るものに限る。)に対する税率) 該当のものを示す。
を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

8-3 製 成 数 量

(1) 酒類製成及び手持数量

単位：kl

酒 類 の 種 類		製 成 数 量 等					手持数量 (平成12年 3月31日 現在)
		製 成 ①	アルコール 等混和 ②	ウイスキー類の級別 しょうちゅうの品目別、 アルコール分等変更 ③	用 途 変更等 ④	差 引 計 (①+②+③-④)	
清 酒		×××	—	—	—	×××	×××
合 成 清 酒		—	—	—	—	—	—
し ょ う ち ゅ う	甲 類	×××	×××	×××	×××	×××	×××
	乙 類	×××	—	×××	×××	×××	×××
	計	19,290	×××	18,675	15,804	22,164	26,641
み り ん		—	—	—	—	—	—
ビ ー ル		49,240	—	—	140	49,101	223
果実酒類	果 実 酒	191	—	—	—	191	92
	甘味果実酒	2	—	—	—	2	2
	計	193	—	—	—	193	95
ウ イ ス キ ー 類	ウイスキー	×××	—	—	—	×××	×××
	ブランデー	—	—	—	—	—	0
	計	×××	—	—	—	×××	×××
ス ピ リ ッ ツ 類		101	—	—	21	80	50
リ キ ュ ー ル 類		188	—	—	4	182	144
雑 酒		×××	—	—	×××	×××	×××
合 計		78,206	1	18,675	15,990	80,893	27,332

調査期間：平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間の製成数量を示したものである。

(2) 製成数量の累年比較

単位：kl, %

種類年 別度	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	ウイスキー類	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	合 計	前年対比
8	×××	20,424	62,551	×××	35	77	195	—	83,427	101.6
9	×××	20,629	60,979	×××	8	△331	192	×××	84,669	101.5
10	×××	20,079	57,176	×××	×××	56	206	×××	81,789	96.6
11	×××	21,388	52,512	229	×××	76	211	×××	81,157	99.2
12	×××	22,164	49,101	193	×××	80	182	×××	80,893	99.7

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」を累年比較したものである。

8-4 免 許 場 数

(1) 酒類の製造免許場数

酒 類 の 種 類	11 免 年 許 度 場 末 数	新 規 免 許 場 数	免 許 取 消 場 数	免 許 消 滅 場 数	12 年 度				
					6 kℓ 未 満	6 kℓ 以 上	10 kℓ 以 上	60 kℓ 以 上	100kℓ 以 上
清 酒	2	2	—	—	3	1	—	—	—
合 成 清 酒	—	—	—	—	—	—	—	—	—
し ょう ち ゅう	甲 類	2	—	—	—	—	—	1	—
	乙 類	48	3	1	—	5	13	12	5
	計	50	3	1	—	5	13	13	5
み り ん	—	2	—	—	2	—	—	—	—
ビ ー ル	4	3	1	—	3	—	—	1	1
果 実 酒 類	果 実 酒	7	2	—	5	—	1	—	1
	甘 味 果 実 酒	4	—	—	2	—	—	—	—
	計	11	2	—	7	—	1	—	1
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	4	—	—	1	—	—	—	—
	ブ ラ ン デ ー	2	—	—	1	—	—	—	—
	計	6	—	—	2	—	—	—	—
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	6	2	—	5	—	1	—	—
	原料用アルコール	29	1	1	1	1	2	—	—
	計	35	3	1	6	1	3	—	—
リ キ ュ ー ル 類	19	4	—	—	11	—	3	1	—
雑 酒	発 泡 酒	2	1	—	2	—	—	—	—
	粉 末 酒	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 雑 酒	—	1	—	1	—	—	—	—
	計	2	2	—	3	—	—	—	—
合 計	129	21	3	—	42	2	20	15	7
各酒類を通じたもの	—	—	—	—	6	—	15	14	7

調査対象：酒税法第7条（酒類の製造免許）の規定により免許を受けた場数である。

調査時点：平成13年3月31日

（注）1 1製造場で2以上の種類の製造免許を受けている場合は、酒類の種類又は品目の異なるごとに製造数量に基づいて区分して掲げた。

2 「12年度末製造場数」欄は、1製造場で2以上の種類の酒類を製造している場合には、年度内

末 免 許 場 数								左 の う ち 試 験 の た め の 免 許 場 数	12 免 年 許 度 場 末 数	12 製 年 造 度 者 末 数
200kℓ 以 上	500kℓ 以 上	1,000kℓ 以 上	2,000kℓ 以 上	5,000kℓ 以 上	10,000kℓ 以 上	休 造	合 計			
—	—	—	—	—	—	—	4	3	—	4
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	1	2	—	2	2
4	6	2	3	—	—	—	50	4	50	50
4	6	2	3	—	—	1	52	4	52	52
—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	2
—	—	—	—	—	1	—	6	2	3	6
—	—	—	—	—	—	2	9	5	2	9
—	—	—	—	—	—	2	4	1	—	4
—	—	—	—	—	—	4	13	6	2	13
—	—	—	—	—	—	3	4	—	1	4
—	—	—	—	—	—	1	2	1	—	2
—	—	—	—	—	—	4	6	1	1	6
—	—	—	—	—	—	2	8	4	—	8
—	—	—	—	—	—	25	29	1	—	29
—	—	—	—	—	—	27	37	5	—	37
—	—	—	—	—	—	8	23	4	1	23
—	—	—	—	1	—	—	3	2	—	3
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	1
—	—	—	—	1	—	—	4	3	—	4
4	6	2	3	1	1	44	147	30	59	147
4	5	3	3	—	1	1	59	5	—	58

それぞれ1場として掲げた。ただし、「各酒類を通じたもの」欄は、1製造場ごとに当該製造場における合計において製造数量の最も多かった酒類の欄にのみ1場として掲げた。

酒 税

(2) みなし製造場数（蔵置場）

酒 類 の 種 類	びん詰のためのもの		販売の便 宜のため の も の	輸出のた めのもの	そ の 他 の も の		計
	自己の製造 した酒類の び ん 詰	共 同 の びん詰場			設置許可 を受けた も の	設置許可 を受けな い も の	
	場	場	場	場	場	場	場
清 酒	—	—	—	3	—	—	3
合 成 清 酒	—	—	—	3	—	—	3
しょうちゅう甲類	—	—	—	3	—	—	3
しょうちゅう乙類	3	1	1	4	8	—	17
み り ん	—	—	—	3	—	—	3
ビ ー ル	—	—	—	4	—	—	4
果 実 酒 類	—	—	—	3	—	—	3
ウ イ ス キ ー 類	—	—	—	4	—	—	4
ス ピ リ ッ ツ 類	—	—	—	3	2	—	5
リ キ ュ ー ル 類	—	1	1	4	1	—	7
雑 類	—	—	—	3	—	—	3
合 計	3	2	2	37	11	—	55
うち実蔵置場数	3	1	1	4	8	—	17

調査対象等：「(1)酒類の製造免許場数」と同じ。

(3) 連続式蒸留機設備を有する製造場数及び基数

製 造 場 数	1 場
基 数	1 基

(4) 酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数

免 許 区 分		販売業者数	販 売 場 数	左 以 上 引 ち 一 年 の 止 し て 続 き 休 販 売 場 数
卸売に限る旨の条件が付されているもの及び 販売方法に条件が付されていないもの及び	全 酒 類	3,465 者	3,508 場	71 場
	ビ ー ル	1	1	—
	洋 酒	6	6	1
	輸 出 入 酒 類	3	4	—
	自 製 酒 類	清 酒 ・ み り ん	1	—
		合成清酒・しょうちゅう	17	—
		ビ ー ル	3	—
		洋 酒	—	—
		計	21	—
	そ の 他 の 酒 類	—	1	—
	合 計	3,489	3,541	72
	合計のうち	小売業者の共同購入機関	—	—
		卸売業者の共同販売機関	1	—
		製造者の共同販売機関	—	—
条件が付されているもの 販売方法に小売に限る旨のもの	全 酒 類	一 般 の も の	1,695	1,964
		特 殊 の も の	3	6
		期 限 付	—	—
		計	1,698	1,970
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の	—	6
		特 殊 の も の	339	428
		み り ん だ け の も の	10	19
		期 限 付	1	5
		計	350	458
	合 計	2,048	2,428	34
媒 介 業		—	—	—
代 理 業		—	—	—

調査時期：平成13年3月31日

(5) 免許場数の累年比較

年 度	酒 類 製 造 免 許 場 数															酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数
	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう		み り ん	ビ ー ル	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類		リ キ ュ ー ル 類	雑 酒	計		
			甲 類	乙 類			果 実 酒	甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー	ブ ラ ン デ ー	ス ピ リ ツ ツ	原 料 用					
8	場 1	場 —	場 2	場 内 2 48	場 —	場 2	場 内 1 6	場 4	場 6	場 内 1 3	場 内 2 8	場 内 1 30	場 15	場 1	場 内 7 126	場 内 2 57	場 5,991
9	内 1 2	場 —	場 2	内 3 49	内 1 1	内 1 4	内 3 8	場 4	場 6	内 1 3	内 3 9	内 1 30	内 3 20	内 1 2	内 18 140	内 4 60	5,920
10	内 1 2	場 —	場 2	内 3 49	内 1 1	内 1 4	内 3 8	場 4	場 6	内 1 3	内 3 9	内 1 30	内 2 19	内 1 2	内 17 139	内 4 60	5,939
11	内 1 2	場 —	場 2	内 2 48	場 —	内 1 4	内 3 7	内 1 4	場 4	内 1 2	内 2 6	内 1 29	内 1 19	内 1 2	内 14 129	内 3 57	5,971
12	内 3 4	場 —	場 2	内 4 50	内 2 2	内 2 6	内 5 9	内 1 4	場 4	内 1 2	内 4 8	内 1 29	内 4 23	内 3 4	内 30 147	内 5 59	5,969

(注) 内書は試験製造免許場数である。

調査時点：平成13年 3月31日

関 連 表：「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」

(6) 税務署別免許場数

単位：場

区 分		那 覇	平 良	石 垣	北 那 覇	名 護	沖 縄	合 計
清 酒		—	—	—	(2) 2	—	(1) 2	(3) 4
しょうちゅう	甲 類	—	—	—	—	—	2	2
	乙 類	7	7	10	(2) 9	11	(2) 6	(4) 50
	計	7	7	10	(2) 9	11	(2) 8	(4) 52
み り ん		—	—	—	(1) 1	—	(1) 1	(2) 2
ビ ー ル		2	—	1	(1) 1	1	(1) 1	(2) 6
果 実 酒 類	果 実 酒	(1) 1	—	1	(2) 3	1	(2) 3	(5) 9
	甘 味 果 実 酒	—	—	1	(1) 2	—	1	(1) 4
	計	(1) 1	—	2	(3) 5	1	(2) 4	(6) 13
ウ イ ス キ ー 類	ウ イ ス キ ー	—	—	—	1	1	2	4
	ブ ラ ン デ ー	—	—	—	1	—	(1) 1	(1) 2
	計	—	—	—	2	1	(1) 3	(1) 6
ス ピ リ ッ ツ 類	ス ピ リ ッ ツ	—	—	—	(2) 3	1	(2) 4	(4) 8
	原 料 用 ア ル コ ー ル	7	—	5	(1) 6	5	6	(1) 29
	計	7	—	5	(3) 9	6	(2) 10	(5) 37
リ キ ュ ー ル 類		(1) 4	1	3	(2) 7	4	(1) 4	(4) 23
雑 酒		—	—	—	(2) 2	1	(1) 1	(3) 4
合 計		(2) 21	8	21	(16) 38	25	(12) 34	(30) 147
製 造 場 数		(1) 10	7	11	(2) 10	13	(2) 8	(5) 59
販 売 場 数		1,695	466	515	954	891	1,448	5,969

(注) 1 この表は、「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」を税務署別に示したものである。

2 カッコ書は、本書きの内、試験製造免許場数を示したものである。